**墨田区立第三寺島小学校　　服務事故防止に向けての学校施設の使用上等のルールについて**

　本校では、墨田区教育委員会が策定した「墨田区立学校　服務事故防止実施計画」に基づき、以下のとおり、学校施設使用に係るルールを作成しました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全体的な項目 | 個別のルール | 各ルールにおける具体的な取り組み |
| 学校施設の使用上等のルール作り | 個別指導等のルール作り | ・個別指導を行う場合は、他の教員のいる場所で複数の教員で対応し、1対1の状況を作らないようにします。  ・個別指導の際には、児童・生徒に対し、身体的な接触や威圧的な言動を決して行いません。  ・個別指導の内容については、当日の内に保護者に伝えます。  ・放課後等に個別指導を行うときは保護者の許可を得ます。  ・指導記録を整理し、管理職に報告します。 |
| 施設使用のルール作り | ・特別教室等で指導をするときは使用時間や対象児童、内容を事前に管理職に報告します。  ・指導の際は、特別教室等の扉は施錠せず、開けた状態にして、密室状態とならないようにします。 |
| 課外活動、休日におけるルール作り | ・休日に学校施設を使用して児童の指導を行う場合は、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の了解を得て行います。  ・学校外や休日の指導が必要な活動については、事前に指導計画を作成し、管理職の許可を得て行うとともに、計画を児童・保護者に周知します。 |
| ＳＮＳ利用等のルール作り | ・児童・生徒及び保護者等とメールアドレス等の交換は原則として行いません。  ・児童・保護者との連絡は学校の電話を使用し、個人の携帯電話、メールを使用しません。  ・教育上の必要があり、児童・生徒及び保護者等とメールアドレス等の交換を行う場合は、目的、対象範囲、使用期間など定めて管理職の許可を得たうえで、保護者の了解を得て行います。  ・児童・生徒・保護者と通信を行った場合、必要に応じて管理職が内容を確認します。 |

【お問い合わせ先】副校長　高橋　伸一

　　　　　　　　　電　話　３６１４－０２０１